

災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における復旧・復興等の事業を支援する業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、県内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、当該災害における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）から次の各号に掲げる業務（以下「業務」という。）の実施について支援を要請されたときは、乙に対して当該支援に係る協力を要請するものとする。

- （1）損壊家屋等解体・撤去処理事業の支援業務
- （2）前号の業務を実施するうえで必要となる関連する業務

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被災市町村名
- （2）協力の要請内容
- （3）その他必要な事項

（業務の実施への協力）

第3条 乙は、甲から前条第1項に規定する要請を受けたときは、必要に応じて被災市町村と調整のうえ、乙の会員（以下「会員」という。）の中から業務の実施に必要な会員を確保する等、被災市町村が実施する事業に協力する体制を整えるものとする。

2 乙は、前項の協力体制が整ったときは、当該協力体制及び業務を実施する会員を甲に報告するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、乙に被災、復旧状況等の業務の実施に必要な情報を提供するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、業務が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- （1）被災市町村名
- （2）実施内容
- （3）その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 業務の実施に係る費用については、原則として被災市町村が負担するものとし、その額等は、被災市町村と乙が協議のうえ適正な価格を基準として決定するものとする。

（平時の協力）

第7条 乙は、甲が行う災害廃棄物処理対策に関する平時の市町村支援の取組に対し、可能な範囲で講師派遣等の協力をするものとする。

（災害補償）

第8条 業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、被災市町村と乙が協議して定めるものとする。

（連絡窓口）

第9条 本協定に関する連絡窓口は、甲においては高知県林業振興・環境部環境対策課、乙においては一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会高知県代表会員とする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙が相手方に対し何らかの申出をしないときは、1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

（協議）

第11条 本協定の実施に関し、必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月10日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
高知県知事

乙 東京都港区虎ノ門1-1-20
一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会
会長